

# 仙台市情報モラル教育推進会議設置要綱

(平成 27 年 3 月 19 日 教育長決裁)

## (目的)

第 1 条 情報化が急激に進展する社会情勢にあつて、児童生徒が自ら判断して行動できる資質、能力の育成を図る必要性がより一層高まっていることから、情報モラルに関する課題等を把握し、学校と家庭において、関係機関が連携を取りながら、児童生徒に対する教育及び指導を効果的にバランスよく推進していく取組について検討するため、「仙台市情報モラル教育推進会議」（以下「会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について検討し、協議を行う。

- (1) 情報モラルに関する課題
- (2) 情報モラル教育推進の方針に関する事項
- (3) 関係機関との連絡調整
- (4) その他、情報モラル教育の推進に関する事項

## (組織)

第 3 条 会議は、以下に掲げる者をもって構成する。

- (1) 仙台市小学校長会、仙台市中学校長会、仙台市 P T A 協議会のうちから、教育長が委嘱し、または任命する者
- (2) 教育委員会事務局の職員で別表 1 に掲げる者

## (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱または任命を受けた年度の末日までとし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (議長及び副議長)

第 5 条 会議に議長及び副議長各 1 名を置く。

- 2 議長は、教育局次長のうち 1 名（理事職が置かれる場合は当該理事）がこれにあたる。
- 3 議長は、会議を総理し、会議を代表する。
- 4 副議長は、議長が指名する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 会議は、議長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数が出席しなければ、その会議を開催することができない。
- 3 議長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、または意見を求めることができる。
- 4 議長は、必要と認めるときは、会議を招集せず、委員への持回りにより議事を進めることができる。

(部会)

第7条 会議に、具体的施策の検討、専門的事項の研究等のため、「家庭における推進検討部会」及び「学校における推進検討部会」の2つの部会を置く。

2 「家庭における推進検討部会」は、下記に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 仙台市立小中学校 PTA 会員のうちから、教育長が委嘱する者
- (2) 別表2に掲げる教育委員会事務局関係課室公所の職員

3 「学校における推進検討部会」は、下記に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 仙台市立小中学校職員のうちから、教育長が任命する者
- (2) 別表3に掲げる教育委員会事務局関係課公所の職員

4 前条第3項の規定は、部会に準用する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、学校教育部教育指導課において行う。

2 「家庭における推進検討部会」の庶務は、別表2に掲げる課室公所のいずれかが行う。

3 「学校における推進検討部会」の庶務は、学校教育部教育指導課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則 (平成28年4月1日改正)

この改正は、平成28年4月1日から実施する。

別表 1 (第 3 条第 1 項第 2 号関係)

仙台市情報モラル教育推進会議

職名
理事
次長
学校教育部長
生涯学習部長
教育指導課長
学びの連携推進室長
教育相談課長

別表 2 (第 7 条第 2 項第 2 号関係)

家庭における推進検討部会

課室公所名
教育相談課
学びの連携推進室
教育センター
生涯学習課

別表 3 (第 7 条第 3 項第 2 号関係)

学校における推進検討部会

課公所名
教育指導課
教育センター